

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第9号

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則

大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和33年大和市条例第27号」を「昭和33年大和町条例第27号」に改める。

第3条第1項及び第2項を次のように改める。

条例第1条に規定する室及び部に次のとおり課、所及び係を置く。

市長室

秘書総務課 総務・調査係 秘書係

広報広聴課 広報係 市政PR戦略係 広聴係

基地対策課 基地対策係

危機管理課 防災管理係 危機対策係

政策部

政策総務課 総務調整係 健康都市推進係

総合政策課 総合政策係

財政課 財政係

行政改革推進課 行政改革推進係

情報政策課 先進的ICT推進係 情報セキュリティ係 基幹システム係

総務部

総務課 政策調整・統計係 政策法制係 情報公開係

人財課 人財育成係 給与労務係 健康管理・研修係

契約検査課 契約係 検査係

管財課 管財係 車両係

公共建築課 営繕係 電気保安係

収納課 税制管理係 収納係 特別滞納整理係

市民税課 諸税係 個人市民税第1係 個人市民税第2係

資産税課 土地係 家屋償却資産係

市民経済部

市民活動課 政策調整係 協働・ボランティア・県人会・市民活動支援係

市民相談課 市民相談係

市民課 証明交付係 住民異動係 戸籍係

保険年金課 国保年金係 保険給付係 高齢者保険係

生活あんしん課 防犯対策強化推進係 地域コミュニティ係

産業活性課 企業活動サポート係 商業活性係

環境農政部

環境総務課 政策調整係 地球温暖化対策係 廃棄物対策係

生活環境保全課 生活環境保全係 美化推進係

みどり公園課 みどり推進係 公園整備係

農政課 農政係

健康福祉部

健康福祉総務課 政策調整係 地域福祉係 おひとりさま支援係

健康づくり推進課 医療施策推進係 保健衛生・がん予防係 地域保健活動係 地域栄養ケア

推進係 歩こう係

介護保険課 保険管理係 給付係 事業者指導係 認定係

高齢福祉課 高齢福祉係 いきいき推進係 認知症施策推進係

障がい福祉課 障がい福祉係 自立支援係

生活援護課 給付係 生活援護第1係 生活援護第2係 生活援護第3係 自立促進係

こども部

こども総務課 政策調整係 手当医療係

ほいく課 保育指導係 認定入所係 給付審査係

すくすく子育て課 母子保健係 家庭こども相談係 発達支援係

こども・青少年課 こども・青少年育成係 こども・青少年活動推進係

文化スポーツ部

文化振興課 政策調整係 文化振興係 市史・文化財係

国際・男女共同参画課 国際・男女共同参画係

図書・学び交流課 学び交流係 図書係

スポーツ課 スポーツ係 地域スポーツ・女子サッカー支援係

イベント観光課 イベント観光係

街づくり計画部

街づくり総務課 政策調整係 街づくり調査係 住宅係
建築指導課 建築指導係 建築審査係 建築安全係
街づくり計画課 都市計画係 開発審査指導係
街づくり推進課 街づくり推進係 大和駅周辺市街地整備支援係
渋谷土地区画整理事務所
事業管理課 事業管理係

都市施設部

都市施設総務課 政策調整係 事業調査係
道路安全対策課 道路整備係 用地係 交通安全・自転車対策係
道路・河川管理課 管理係 許認可係 維持補修係
下水道経営課 経営係 管理・排水設備係
下水道施設課 管路施設係 処理場施設係

2 大和市福祉事務所設置条例第1条の規定に基づき設置された福祉事務所に次の課及び係を置く。

高齢福祉課 高齢福祉係
障がい福祉課 自立支援係
生活援護課 給付係 生活援護第1係 生活援護第2係 生活援護第3係 自立促進係
こども総務課 手当医療係
すくすく子育て課 発達支援係

第4条市長室広報広聴課中第1号から第4号までを次のように改める。

- (1) 広報刊行物の編集発行に関すること。
- (2) 視聴覚広報に関すること。
- (3) 市政の普及及び啓発に関すること。
- (4) 戦略的広報活動に関すること。

第4条環境農政部環境総務課中第17号を第18号とし、第14号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

- (14) 気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づく気候変動対策の推進に関すること。

第4条健康福祉部健康づくり推進課に次の1号を加える。

- (23) 後期高齢者健康診査事業に関すること。

第4条こども部ほいく課第7号中「の」を「に係る」に改め、同部すくすく子育て課中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号を第21号とし、第23号を第22号とし、同条文化

スポーツ部図書・学び交流課中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同課第15号中「の事業計画」を削り、同号を同課第14号とし、同課中第16号及び第17号を削り、第18号を第15号とし、第19号を第16号とし、第20号を第17号とし、同号の次に次の2号を加える。

(18) 健康都市大学に関すること。

(19) 読書活動の総合的な企画調整に関すること。

第4条文化スポーツ部図書・学び交流課第21号中「の事業計画」を削り、同号を同課第20号とし、同課中第22号を削り、第23号を第21号とし、第24号から第28号までを削り、第29号を第22号とし、第30号を第23号とし、同条街づくり計画部街づくり総務課中第15号及び第16号を削り、第17号を第15号とし、第18号から第25号までを2号ずつ繰り上げ、同部建築指導課第11号中「租税特別措置法」の次に「(昭和32年法律第26号)」を加え、同課に次の2号を加える。

(23) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)に基づく空家等に係る総合的な調整に関すること。

(24) 租税特別措置法に基づく被相続人居住用家屋等確認申請書の確認に関すること。

第4条街づくり計画部街づくり計画課中第31号を第33号とし、第26号から第30号までを2号ずつ繰り下げ、第25号を第26号とし、同号の次に次の1号を加える。

(27) 宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域の指定等に関すること。

第4条街づくり計画部街づくり計画課中第24号を第25号とし、第19号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)に基づく特定生産緑地の指定に関すること。

第4条街づくり計画部街づくり推進課第12号中「(渋谷土地地区画整理事務所が所管するものを除く。)」を削り、同部渋谷土地地区画整理事務所事業管理課第5号中「、仮換地の指定」を削り、同課中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを削り、第12号を第7号とし、第13号を第8号とし、第14号を第9号とし、第15号を削り、同条都市施設部都市施設総務課第2号中「部内の」の次に「一般会計の」を加え、同課中第5号から第9号までを次のように改め、第10号から第12号までを削る。

(5) 道路、下水道、河川及び水循環に係る調査、計画(下水道法(昭和33年法律第79号)に基づく事業計画の策定及び変更に関するものを除く。)及び事業の総合調整に関すること。

(6) 道路の啓発及び普及に関すること。

- (7) 国県道及び河川に関する関係機関との調整及び整備促進に関すること。
- (8) 道路及び準用河川の構造の基準等に関すること。
- (9) 水循環の促進に関すること。

第4条都市施設部河川下水道整備課及び土木管理課を削り、同部に次の3課を加える。

道路・河川管理課

- (1) 道路の認定、廃止及び変更に関すること。
- (2) 道路の改廃に伴う用地の交換、処分及び登記に関すること。
- (3) 未登記道路に関すること。
- (4) 狭あい道路に関すること。
- (5) 道路用地の使用貸借に関すること。
- (6) 私道の移管に関すること。
- (7) 新設改良及び交通安全対策以外の道路用地の取得、登記及び物件の補償に関すること。
- (8) 道路法（昭和27年法律第180号）及び河川法（昭和39年法律第167号）に基づく台帳の作成及び管理に関すること。
- (9) 開発行為等に伴う公共施設（下水道施設を除く。）の帰属に関すること。
- (10) 道路、指定水路等に係る境界確定に関すること。
- (11) 道路、指定水路等に係る管理協定に関すること。
- (12) 国又は県等の道路及び水路用地の使用貸借に関すること。
- (13) 国有財産の譲与申請及び水路台帳の作成に関すること。
- (14) 開発行為等に係る公共施設管理者の同意等に関すること。
- (15) 準用河川に係る国土交通省所管国有財産の立入り及び境界確定に関すること。
- (16) 準用河川に係る国土交通省所管不動産の嘱託登記に関すること。
- (17) 道路の占用許可及び占用料並びに監督事務費の徴収に関すること。
- (18) 準用河川の占用許可及び占用料の徴収に関すること。
- (19) 道路の占用工事に伴う路面復旧の検査及び巡視に関すること。
- (20) 道路管理者以外の者が行う道路工事の承認、監督及び検査に関すること。
- (21) 河川管理者以外の者が行う河川工事の承認、監督及び検査に関すること。
- (22) 車両制限令（昭和36年政令第265号）に基づく許可に関すること。
- (23) 放置車両に関すること。
- (24) 指定水路敷及び法定外公共物の占用許可及び占用料の徴収に関すること。
- (25) 水路の指定及び廃止に関すること。

- (26) 都市再生街区基本調査に基づく公共基準点の管理に関する事。
- (27) 地籍調査に関する事。
- (28) 屋外広告物法に基づく違反広告物の簡易除却のうち除却、保管及び廃棄に関する事。
- (29) 道路及び河川施設の維持管理及び補修に関する事。
- (30) 道路及び河川施設の巡視に関する事。
- (31) 道路及び河川の災害復旧の設計及び施工に関する事。
- (32) 道路及び河川施設の管理瑕疵に関する事。
- (33) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に基づく雨水浸透阻害行為の許認可に関する事。
- (34) 道路、河川等の資産評価に関する事。
- (35) 準用河川に係る調査、設計及び施工に関する事。

下水道経営課

- (1) 下水道運営審議会に関する事。
- (2) 下水道使用料の改定に関する事。
- (3) 下水道事業の経営計画に関する事。
- (4) 下水道事業の啓発及び普及に関する事。
- (5) 下水道事業会計の予算の編成及び執行管理（水質管理センターに係る予算執行を除く。）に関する事。
- (6) 下水道資産の固定資産台帳の管理に関する事。
- (7) 下水道事業取扱金融機関に関する事。
- (8) 排水区域及び処理区域の指定に関する事。
- (9) 排水設備に関する事。
- (10) 指定下水道工事店及び排水設備工事責任技術者に関する事。
- (11) 公共下水道区域内の特定施設等に関する事。
- (12) 下水道受益者負担金の賦課に関する事。
- (13) 下水道受益者負担金の納期前納付報奨金の公金振替に関する事。
- (14) 下水道使用料の賦課に関する事。
- (15) 下水道事業協力金に関する事。
- (16) 水洗便所改造資金の助成に関する事。
- (17) 公共^{ます}柵の設置に関する事。
- (18) 下水道法に基づく台帳の作成及び管理に関する事。

- (19) 開発行為等に伴う公共施設（下水道施設に限る。）の帰属に関する事。
- (20) 物件設置の許可に関する事。
- (21) 私設下水道の移管に関する事。
- (22) 水洗化の普及促進に関する事。

下水道施設課

- (1) 公共下水道管渠の新設改良^{きよ}に係る調査、設計及び施工に関する事。
- (2) 下水道法に基づく事業計画の策定及び変更に関する事。
- (3) 公共下水道の構造の基準等に関する事。
- (4) 公共下水道管渠の維持管理及び補修に関する事。
- (5) 公共下水道管渠の巡視に関する事。
- (6) 公共下水道管渠の災害復旧の設計及び施工に関する事。
- (7) 公共下水道管渠の管理瑕疵に関する事。
- (8) 下水処理施設の新設改良に係る調査、設計及び施工に関する事。
- (9) 処理場の周辺環境整備に関する事。
- (10) 建設工事に係る協定に関する事。

第5条第2項中「出納資金担当」を「出納資金係」に改め、第9条第2項中「担当」を「係」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 施設課 管理係 施設維持係 操作係
- (2) 収集業務課 収集係 資源循環係

第16条第3項中「担当」を「係」に、「北部管理担当」を「北部管理係」に、「中部管理担当」を「中部管理係」に改める。

第17条第1項中「担当」を「係」に改め、同項診療部中「神経内科」を「脳神経内科」に、「形成外科 整形外科」を「整形外科 形成外科」に改め、「精神腫瘍科」の次に「放射線診断科 放射線治療科」を加え、同項医療技術部中「診療情報管理担当」を「診療情報管理係」に改め、同項患者サポートセンター中「地域連携・相談支援担当」を「地域連携・相談支援係」に改め、同項事務局を次のように改める。

事務局

病院総務課 総務調整係 施設用度係

医事課 医事・入院係 外来係

経営戦略室 経営戦略係

第20条第2項中「担当」を「係」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。